

第13回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月15日

大臣発言

(基本的対処方針の変更)

- 昨日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。
- しかしながら、国として、5月末までに新型コロナウイルス感染症を収束させる目標に変わりはなく、これからの2週間余りの日々が大変重要であります。どうか、国土交通省全職員が、改めて、気を引き締め、早期収束に向け、やるべきことは全てやりきる覚悟で、よろしく願いいたします。
- 具体の指示に移る前に、まずは、未曾有の新型コロナウイルス感染症の拡大の中、大きな不安とリスクをものともせず、国民のみなさまの命と暮らしを守るため、献身的なご貢献をなされていらっしゃるすべてのエッセンシャルワーカーの皆様に、深甚なる敬意と心からの感謝を申し上げます。
- 各部局におかれましても、国交省所管の公共交通、物流、公共工事などの業務に従事していただいている皆様に対し、最大の敬意と感謝の気持ちを胸に、共に、新型コロナウイルス感染症との戦いに全力で臨んでいただけますよう宜しくお願い申し上げます。
- その上で、私から当面の国土交通省の対応について、次の通り指示をいたします。

(外出自粛、広域移動の回避の継続)

- 変更された「基本的対処方針」では、緊急事態措置の対象とならない都道府県においても、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとされており、

- また総理からも、緊急事態宣言が解除された地域間であっても、県をまたぐ移動については、少なくとも今月中は可能な限り控え、段階的に日常の暮らしを取り戻して頂くよう、ご発言がございました。

- 今回の基本的対処方針及び総理のご発言を踏まえ、国交省が行ってきた一連の感染防止対策につきましては、引続き、継続することといたします。具体的には、
 - ・ 空港や鉄道駅等における広域的な移動自粛の呼びかけ
 - ・ 高速道路の土日祝日3割引を適用しないこと
 - ・ SA、PAのレストラン等の営業自粛の要請
 - ・ 主要空港へのサーモグラフィーの設置など、都道府県をまたぐ移動の自粛に関する、これまでの取組について、5月末まで継続してください。また、関係各局においては、利用状況について継続的にモニタリングしてください。

(感染症対策の徹底)

- 特定警戒都道府県はもとより、今回緊急事態宣言が解除された地域においても、感染防止対策の重要性は今後も変わりません。

- 今般、事業者及び関係団体において、感染拡大予防ガイドラインが作成され、国交省の所管団体等においても、昨日、36の団体が30のガイドラインを作成・公表したところです。

- 国交省全省員が、各感染拡大予防ガイドラインを確認し、改めて感染防止対策に万全を期すよう、関係業界等に要請してください。

- これまでの対策に加えて、バス・タクシーについては、防菌シ

ートや感染防止仕切り板等の導入を、第一次補正予算で支援するとともに、バスにおける運転席周辺の座席の使用禁止措置の導入やタクシーにおける後部座席への乗車を促すなど、感染対策の一層の徹底と促進を図ってください。

- 緊急事態宣言の解除を受け、今後、公共交通機関の利用者が増えることが予想されますので、需要動向・利用実績等の把握に努め、鉄道やバス事業者が減便・運休を希望する場合は、社会的機能の維持、混雑の回避、職員の感染リスク低減の必要性等を総合的に勘案し、関係各局において、適切に判断してください。
- また、公共交通機関の利用者に対し、「新しい生活様式」に示されているマスクの着用や会話を控えめにすることやテレワーク、時差出勤等への協力について、意識的に呼び掛けるようにしてください。

(水際対策)

- 昨日の政府対策本部において、新たに、メキシコ、モルディブ等13か国を入国拒否対象地域に追加する等の水際対策が決定されました。関係各局におかれましては、引き続き、関係事業者、関係省庁と連携し、水際対策に万全を期してください。

(事業者支援および第二次補正予算)

- 改めて申し上げるまでもなく、新型コロナウイルスの感染拡大の深刻な影響は、所管業界の中小企業のみならず、中堅・大手企業にも甚大な被害が広く及んでいるところであり、緊急事態宣言が解除された地域においても、そうした深刻な状況が続くことが懸念されます。
- 各部局におかれましては、今一度、各業界における事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、倒産や廃業に追い込まれる前に、先手先手で万全の対応を行うようにしてください。そのために、全省員が、全ての支援策を十分理解するように努めてください。

- 昨日の政府対策本部において、総理から、第1次補正予算を強化するため、直ちに、追加の対策として、令和2年度第2次補正予算案を編成するよう、指示がございました。
- 関係各局においては、まずは、先月末に成立した第1次補正予算の速やかな執行に万全を期し、その上で、今回の第2次補正予算についても、総理からの指示を踏まえ、予算の執行状況等を見極めつつ、必要な支援について検討をよろしく願います。
- 国民の皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、「Go To トラベル事業」等の効果的な施策を間髪入れずに発動できるよう、関係省庁等と連携して、事業の開始に向けた準備を加速化してください。

(ポストコロナ時代への対応)

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、外出自粛等により、宅配の需要が増加したことを受け、タクシー事業者が有償で貨物運送する特例措置を発動したところ、短期間で、約1000社のタクシー会社がこれに取組み、利用者からも大変好評を博しております。その結果、9月30日まで延長いたしましたところです。今後も引き続き、接触を回避する有用な取組みとして、さらなる拡大が期待されます。
- こうした事例のように、感染収束後のいわゆるポストコロナ時代の「新しい生活様式」のニーズの変化を踏まえた、ニュービジネスをどれだけ創出できるかも、私どもに課せられた新たな挑戦であると確信します。「災い転じて福となす」の精神で、規制緩和も含めた対応について、各局において、検討を開始してください。
- このたびの新型コロナウイルス感染症との戦いは、地球規模で、人類が挑まれた新たな挑戦であるとも考えております。

- そうした観点から、5月31日までの一日一日は、大げさなようではありますが、人類史上初の戦いにとって、最も重要な期間であるとの認識のもと、感染防止、さらなる支援策の展開に向け、全員がより一層緊張感をもって最大限努力していただきますよう、強くお願いを申し上げます。

- 私からは以上です。